

News Release

2006年4月26日

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第112期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社子会社を含めた事業の多様化に対応し、目的事項の追加を行うものです。(変更案第3条)
- (2) 当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告の方法によることとするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する旨を定めるものです。(変更案第5条)
- (3) 平成18年4月26日に公表いたしました事前警告型の敵対的買収防衛策の発動に備えるため、また、事業拡大に適応した機動的な資金調達を行えるようにするため、当社の発行可能株式総数を増加するものです。(変更案第6条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号、以下「整備法」といいます。)等が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次のとおり変更するものです。
 - ①整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされることから、それぞれその旨を明記するものです。(変更案第4条、第7条、第11条)
 - ②株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載又は表示すべき事項の全部又は一部についてインターネットの利用により株主の皆様を提供できるようにするものです。(変更案第16条)
 - ③取締役会について書面又は電磁的方法による決議が可能になったことに伴い、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるようにするものです。(変更案第24条2項)
 - ④社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えられるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです。(変更案第35条)
 - ⑤会計監査人が会社の機関とされたことから、取締役及び監査役と同様、会計監査人の選任方法、任期及び報酬等についての定めを設けるものです。(変更案第6章第36条から第38条)
 - ⑥その他、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の整理を行うものです。
- (5) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う章及び条の数の変更並びに定款の全般にわたる規定の構成の変更及び項数の表示その他一部字句の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月22日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月22日(木曜日)

以 上

■ 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社はシャープ株式会社と称する。英文で Sharp Corporation と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社の本店を大阪市に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機械器具の製造及び販売 2. 電気機械器具の製造及び販売 3. 電子応用機械器具の製造及び販売 4. 医療機械器具の製造及び販売 5. 計量機械器具の製造及び販売 6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売 7. その他機械器具の製造及び販売 8. 半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務 10. ソフトウェアの作成及び販売 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品、家具、スポーツ用品、日用品雑貨等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 12. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 13. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務 14. 損害保険代理業務 15. 一般旅行業務 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>16. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公 告) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>シャープ株式会社</u>と称する。英文で Sharp Corporation と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第3条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. (現行どおり) 10. 11. 12. 13. 14. <u>生命保険の募集及び損害保険代理業務</u> 15. (現行どおり) 16. <u>労働者派遣業務</u> 17. (現行どおり) <p>(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式総数、1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は1,982,607,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 1単元の株式の数は1,000株とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は株式取扱規則に定めるところによりその単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の株券の種類については取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第9条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する取扱については法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録されている議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会においてその議決権を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により予め公告をして一定の日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、25億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除) (削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。</p> <p>取締役社長事故あるときは取締役会で予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>②前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>②取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってする。但し、法令又は本定款に別段の定めある場合はその定めによる。</p> <p>商法第343条の規定による株主総会の決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人に委任してその議決権を行使しようとするときはその代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。 前項の株主又は代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> ②前項の株主又は代理人は、<u>代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(株主総会議事録) 第16条 株主総会の議事については議事録を作り、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は35名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>35名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第18条 取締役は株主総会で選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> ②前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会はその決議をもって代表取締役を定める。 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> ②取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に通知を発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会を招集するには、<u>各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u> ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第24条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第25条 監査役は株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠によって選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日より3日前に通知を発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p>	<p>②当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項は法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第30条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(損益金処分)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 当社の損益金は法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>第40条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対してこれを行う。</p>
<p>第32条 当社の利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当金(商法第293条の5の規定により分配される金銭をいう。以下同じ)を支払うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p>
<p>(中間配当金)</p>	<p>第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。</p>
<p>第33条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当金(商法第293条の5の規定により分配される金銭をいう。以下同じ)を支払うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p>	<p>第42条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>
<p>第34条 利益配当金及び中間配当金はその支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>第42条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>

以 上